

平成29年度行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	新規化学物質の有害性調査試験			担当部局庁	労働基準局安全衛生部	作成責任者				
事業開始年度	昭和54年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	化学物質対策課	奥村 伸人				
会計区分	労働保険特別会計労災勘定									
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 労働安全衛生法第57条の3			関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画					
主要政策・施策	-			主要経費	社会保障					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	①新規に届出がなされた化学物質について、健康障害防止措置の可否等を判断するため、届出内容の審査を行うとともに、当該物質の有害性試験結果に関して専門家に意見聴取を行う。 ②有害性調査機関の査察等を実施し、新規化学物質による労働者の健康障害の防止を図る。									
事業概要 (5行程度以内。別添可)	労働安全衛生法第57条の4に基づき、新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする事業者は、予め有害性の調査を実施し、その結果を厚生労働大臣に届け出ることとされており、この有害性の調査は、優良試験所基準(GLP)に基づく有害性調査機関への依頼により実施されている。 ①新規化学物質の届出の際に事業者から提出される有害性試験結果について、届出内容を審査し、専門家による評価の結果を踏まえ、労働者の健康障害の防止のために指導等を行う。 ②有害性調査機関について、OECDの優良試験所基準(GLP)に基づき適正に有害性調査が行われることを担保するため、査察を実施し、当該基準への適合を確認する。									
実施方法	直接実施									
予算額・執行額 (単位:百万円)			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求			
	予算 の 状 況	当初予算	104	87	74	75				
		補正予算	-	-	-	-				
		前年度から繰越し	-	-	-	-				
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-				
		予備費等	-	-	-	-				
	計		104	87	74	75	0			
	執行額		87	86	精査中					
	執行率(%)		84%	99%	0%					
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)		84%	99%	-						
平成29・30年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	29年度当初予算	30年度要求	主な増減理由						
	庁費	67								
	職員旅費	5								
	諸謝金	2								
	委員等旅費	1								
	計	75	0							
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標			単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 29 年度
	新規化学物質の官報による名称公表を年4回	新規化学物質の官報による名称公表回数	成果実績	回	4	4	4	-	-	
			目標値	回	4	4	4	-	4	
			達成度	%	100	100	100	-	-	
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	厚生労働省労働基準局調べ									
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標			単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 29 年度
	専門家への意見聴取の結果、強い変異原性を有すると評価された物質について、健康障害防止のための指針(通達)を必要に応じて発出	専門家への意見聴取の結果、強い変異原性を有すると評価された物質について、健康障害防止のための指針(通達)の対象とする。	成果実績	回	1	1	-	-	-	
			目標値	回	1	1	-	-	-	
			達成度	%	100	100	-	-	-	
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	厚生労働省労働基準局調べ									

成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 29 年度	
	専門家への意見聴取の結果、強い変異原性を有すると評価された物質について、健康障害防止のための指針(通達)を年1回、発出	専門家への意見聴取の結果、強い変異原性を有すると評価された物質について、健康障害防止のための指針(通達)を発出する。		成果実績	回	-	1	1	-
		目標値	回	-	1	1	-	1	
		達成度	%	-	100	100	-	-	
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	厚生労働省労働基準局調べ								
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込	
	届出があった新規化学物質について、専門家による有害性の評価を100%実施する。	活動実績		%	100	100	100	-	-
		当初見込み	%	100	100	100	100	-	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込	
	申請があった有害性調査機関に対して、100%査察を実施する。	活動実績		%	100	100	100	-	-
		当初見込み	%	100	100	100	100	-	
単位当たり コスト	算出根拠		単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込		
	当該事業費は、専門家に対する謝金や旅費、労働局職員の出張費、備品費等から構成されており、単位当たりコストの算出に馴染まない経費である。	単位当たり コスト		-	-	-	-	-	-
		計算式	-	-	-	-	-		
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	施策大目標2 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること							
	施策	労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること(施策目標Ⅲ-2-1)							
	測定指標	定量的指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度
		1. 労働災害による死亡者数	実績値	人	1,057	972	-	-	-
			目標値	人	-	-	-	-	929
		定量的指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度
		2. 労働災害による死傷者数(休業4日以上)	実績値	人	119,535	116,311	-	-	-
			目標値	人	-	-	-	-	101,639
	定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					
	-	-	-	施策の進捗状況(実績)					
本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
①新規に届出がなされた化学物質について、健康障害防止措置の要否等を判断するため、届出内容の審査を行うとともに、当該物質の有害性試験結果に関して専門家に意見聴取を行う。②有害性調査機関の査察等を実施し、新規化学物質による労働者の健康障害の防止を図る。上記①②の取組により、化学物質対策による健康障害の防止が図られ、測定指標1, 2に寄与するものである。									
改革項目	分野:	-							
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
		成果実績	-	-	-	-	-	-	
		目標値	-	-	-	-	-	-	
	達成度	%	-	-	-	-	-		
	(第二階層) KPI	KPI (第二階層)		単位	計画開始時 - 年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
		成果実績	-	-	-	-	-	-	
目標値		-	-	-	-	-	-		
達成度	%	-	-	-	-	-			
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係									
-									

事業所管部局による点検・改善

事業所管部局による点検・改善			項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	新規化学物質は毎年1,000種類以上の届出があり、その審査・評価等に関するニーズは高く、国費を投入して実施すべきである。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	新規化学物質の国への届出は、労働安全衛生法により規定しているものであるところ、その審査・評価等を行う本事業は、国が実施すべきものである。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	新規化学物質は毎年1,000種類以上の届出があり、その審査・評価等については優先度が高い。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-		
		一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無		
		競争性のない随意契約となったものはないか。	無		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	労働安全衛生法に基づく新規化学物質の届出は、労働者の保護の観点から国が義務づけているものであるが、届出内容の審査・評価を通じて、新規化学物質による労働者の健康障害防止を図っているものであり、届出内容の適正な審査・評価は事業者及び労働者双方に有益なものであるところ、事業主から徴収した労災保険料から経費を支出しており、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	使途は、届出内容の評価を行う専門家や有害性調査機関の査察に係る査察委員等への謝金や旅費、審査事務に係る経費等、事業の運営に必要なものに限定されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		精査中		
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-			
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。		-			
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		○	成果実績は成果目標を達成している。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	毎年度、目標を達成しており、活動実績は見込みに見合ったものとなっている。	
整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	届出のあった新規化学物質は毎年公表しており、広く国民に周知している。また、届出内容の評価した結果、強い変異原性を有すると認められたものについては、健康障害防止のための指針(通達)を发出しており、評価結果を十分に活用している。さらに、有害性調査機関に対して査察を実施し、その業務の適切な履行を徹底させることにより、各機関による調査の質を担保している。		
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○		
	所管府省名	事業番号	事業名	安衛法に加え、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)及び薬事法のそれぞれにおいて、対象目的等の異なる届出制度やGLP制度があるが(薬事法はGLP制度のみ)、労働者の健康障害防止を目的とする安衛法に対して、化審法は国民一般・生態系への影響防止を目的とし、又、薬事法は医薬品の安全性確保を目的としている。 各法に基づき、各所管省庁・部局がそれぞれ届出内容の審査・評価や試験機関のGLP査察を行っているが、上記の所掌の範囲に応じて、適切に役割分担を行っている。	
	厚生労働省	0362	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行費		
	厚生労働省	0197	再審査・再評価調査事業		
		-	-		
	-	-			
点検・改善結果	点検結果	毎年度、成果指標・活動指標を順調に達成し、届出の審査の適切な実施や有害性調査結果の適切な評価を通じて、対象とした化学物質の有害性の有無等を明らかにしてきており、事業は有効に運営できているものと評価できる。なお、執行率は精査中である。			
	改善の方向性	引き続き有効な事業の運営に努めてまいりたい。			
外部有識者の所見					
点検対象外					

